

議 長		局 長		次 長		係 長		平成 年 月 日 午前・午後 時 分 受領	No,
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------------------------	-----

発 言 通 告 書

発 言 の 種 別	・質疑 ・討論（賛成・反対）	①一般質問 ・その他	・緊急質問
項 目	・ 要 旨	答 弁 者	
1. 今泉スポーツ広場用地の不適切な民間売却とその後の行政対応について			市長
(1) 平成14年12月から翌年1月にかけての新幹線新駅周辺整備事業の着手に向けた最初の地元説明会に提出された資料（全体計画図）は、私を中心とする地元代表との事前協議において今泉スポーツ広場の整備も含め合意されたものだが、これまでの答弁のようにそれを否定するなら、当時の反証を明示されたい。			
(2) 新駅周辺整備全体計画23項目のうち正反対の行政執行を行ったのは、これまでに今泉スポーツ広場の民間売却のみである。また、なぜ事前協議を行った住民代表に事前に説明しなかったのか。この点からも行為の不自然さや問題を感じないか。			
(3) 一般的に行政は、事業説明に当たって、『市の方針とは反対の住民の一方的な要望事項』を説明会資料として配布することはしないと思うが、上越市の場合、配布する行為は一般的なことかどうか明らかにされたい。また、そのような例があるなら示されたい。			
(4) 一般的に行政は、事業推進に当たって、相互信頼に基づき、住民との約束ごとの詳細を契約書形式の合意文書にすることはしないと思うが、上越市の場合そうすることが一般的かどうか明らかにされたい。また、そのような例があれば示されたい。			
(5) 買戻しに向けて売却先と交渉したことは、私に対する当時の市及び公社幹部の謝罪と約束、及び担当者の経過報告から明らかだが、これまでの答弁のようにそれを否定するなら、当時の反証を明示されたい。			
(6) 前回の答弁のように「仮に公的な土地利用が必要になる可能性を想定して話をした」ものだとしたら、計画に基づいて適正に売買され、その後も政策変更がなかったと主張する立場から、何故、仮定的な理由で改めて売却先と回数を重ねて話し合う必要があったのか、その理由を明快に明らかにされたい。			
(7) 上越市の行政には、常務理事や事務局長という幹部職員が、(6)のような『不需要で無意味』な行動で長期に渡り繰り返し職務時間を浪費することが一般的なのか。また、いかなる理由でそのような行動が認められているのか、明らかにされたい。			
(8) 今泉スポーツ広場の処分計画が、ほとんど実施されなかつたこ			

とについて、「新幹線関連事業において土地需要がなかった」と前回答えているが、真実はそうではなく、以前からの地元要望と 17 年 6 月の私の指摘により処分業務を中止するとともに売却地の買戻しに向けた交渉に動き、一方では新幹線関連の代替地を土地区画整理事業用地などに求めた政策的判断の結果である。この事実を認めるべきと思うがどうか。

- (9) 17 年度の今泉団地開発事業から今泉スポーツ施設整備事業への事業名変更について、「野球場と多目的広場に利用されている現状に合わせ」と前回答えているが、その現状は少なくとも平成 2 年頃から続いている。だから真実はそうではなく、17 年の私の指摘により、改めて住民合意との整合を図るために変更されたものである。この事実を認めるべきと思うがどうか。
- (10) 真実は、当時トップマネジメント機能の稚拙さや府内ガバナンスの欠如によって、今泉広場用地の民間売却という住民合意に反した行政執行が行われてしまったが、問題を指摘して以降は原状回復（買戻し）を志向したものである。この姿勢が幹部役職員の交替を経て途中から変質し、地元住民との約束反古に故意に回帰するという「行政の倫理性・信頼性・継続性」にもとる対応が進行してきたものである。このような全体状況と行政内部の問題性を深く検証し認識すべきと思うがどうか。
- (11) 「18 年度において、この一帯の土地利用は定まっている」、「公共事業等に利用する計画の無い土地」と答えているが、そもそも住民との約束を反古にしてこの土地を売却した行為が問題だったことの前提を無視した一方的な考え方である。この土地は、新幹線工事が完成するまでの暫定的な利用として賃貸したところから始まっているものであり、結果的にもこの土地以外はスポーツ広場として存続したものであり、暫定使用が終われば、広場の総合的整備の一環として拡充されるはずの用地であった。このことを真摯に受け止めるべきだと思うがどうか。
- (12) 市長には、基本的に相手（協議当事者）の立場や思いに立って考えるという姿勢はないのか。行政を信じて困難な課題解決に尽力した当事者の言葉に真摯に向き合う気持ちはないのか。改めて住民本位の市政に立ち返るべきと思うがどうか。

2. 病院事業の消費税過払い問題について

市長

- (1) 11 月 1 日付広報上越の説明の内容で市民の理解が得られたと考えているのか。
- (2) この問題と結果に関する組織の長としての責任の取り方についてはどうなったのか。
- (3) 過払いした消費税相当分の損失を補てんすることについては、どうなったのか。

上記のとおり通告します。

平成 24 年 11 月 30 日

議長 潑澤 逸男 様

議員 石平春彦

印

